

「組合員等からの暴力等を受けた被扶養者」の 取扱いについて

組合員等からの暴力等を受けた被扶養者の取扱いが、令和3年4月1日から「配偶者である組合員から暴力等を受けた被扶養者」から「組合員等から暴力等を受けた被扶養者」となり、対象となる被扶養者の範囲が変更となりました。

詳細については本組合ホームページをご確認いただくか、保険課までご連絡ください。

